

令和2年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和2年12月3日から令和2年12月11日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和2年12月3日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2元年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5番、横山智代君、6番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日12月3日から12月11日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月3日から12月11日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告3件を提出いたします。

まず、議長報告第19号「定期監査の結果報告について」、議長報告第20号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第21号「諸般の報告第4号について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

昨年末に中国武漢市で発生したと考えられる新型コロナウイルス感染症は、11月25日現在全世界の感染者累計が6,000万人、日本国内においても14万人を超えるなど、第3波の到来と言われているとおり拡大傾向が続いており、早期のワクチン接種など効果的な感染予防対策が待たれているところであります。

本町におきましても、11月下旬に4例目となる感染を確認しているところであり、町民皆様には、引き続き冷静な行動をお取りいただくとともに、これから寒い冬を迎え、インフルエンザウイルスとの同時感染も心配されることから、新型コロナウイルス感染症予防対策である新しい生活様式の取り組みを心掛けていただきたいと存じます。町といたしましても対策本部からの文書やホームページなどを通じて町民皆様へ最新の情報を発信してまいりたいと存じます。

さて、この間のスポーツ関係におきまして、「第14回市町村対抗福島県軟式野球大会」では、開幕戦における石川町戦で最終回に逆転勝利、その勢いのまま2回戦の浪江町戦においても5点差で勝利し快進撃をみせていただきました。ベスト8をかけた伊達市戦では惜しくも3点差で敗退しましたが、一つのボールに集中する選手の姿に、大いに感動いたしました。

「第7回市町村対抗福島県ソフトボール大会」では、初戦の大玉村戦で3大会ぶりの勝利をものにし、2回戦の柳津町戦に臨み奮闘したところですが、惜しくも敗退しました。次年度のさらなる活躍を期待いたします。

11月15日に開催されました「第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」では、コロナ禍のため、16区間から9区間に縮小され行われました。会津坂下町チームは、2時間48分47秒で、総合21位、町の部では3年連続となる9位入賞となりました。選手皆さんの、1本のタスキを必死につなごうとする姿に、勇気と感動を与えていただきました。

これらの大会へ出場するため、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ、万全の準備を整えられてきた関係者皆様のご尽力と、多くの町民の方々の応援に感謝申し上げますとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待するものであります。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的に、地方創生臨時交付金を活用した「会津坂下町生活支援事業」を実施しております。現在、全国的に感染が拡大している状況を踏まえ、商工業者への支援として「サーモグラフィ導入補助金事業」を新設し、農業者への支援として「地域農業経営持続化支援交付金」に、販売収入の減少が著しい果樹、花卉等の園芸農家への加算金を追加いたしました。

また、令和4年度に予定されているJR只見線の全線開通により、多くの鉄道ファンやインバウンド客の来訪が予想される中、新しい生活様式のための環境整備として計画しております「JR会津坂下駅公衆トイレ整備事業」につきましては、令和3年度早期の完成を目指し、JR東日本との協議を進めております。

今後とも、住民の命と生活を守り、地域経済の活性化を支援する取り組みを進めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁につきましては、長井橋の橋梁修繕工事を既に着手し、橋梁定期点検16カ所においては、年内着手予定であります。

古町川尻団地2号棟給水設備等改修工事につきましては、給水管等の改修を8月に着手し、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、繰越分を含め、今年度4件の移転補償を予定しており、うち3件の家屋移転等が完了し、残る1件についても契約を締結し、いずれの事業も年度内完了の予定であります。また、令和元年度より繰越の区画道路築造工事につきましては、工事を完了しております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区につきましては、茶屋町地内の62mの管渠埋設工事を完了し、既に着手している仲町、茶屋町、緑町地内の850mの管渠埋設工事につきましても順調に進捗しており、また坂下西処理区につきましては、既に着手している新町外地内の380mの管渠埋設工事及びマンホールポンプ設置工事を年度内の完成に向けて進めてまいります。

坂下東処理区におきましては、羽林地内の21mの管渠埋設工事は完了しております。上水道事業について申し上げます。

下水道管渠埋設工事及び坂下東第一地区土地区画整理事業に伴う上水道管布設替工事は、既に完了又は着手しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

米の作柄状況について申し上げます。

今年度は、7月の長雨と日照不足、高温により生育が心配されましたが、梅雨明けから天候が回復したこともあり、農林水産省発表の作況指数では、会津地方は102の「やや良」となりました。「JA会津よつば」が集荷した米の1等米比率は、93.1%で8月の高温障害や稲の倒伏さらにはカメ虫の被害により例年より3ポイント程度下がりました。また、米価につきましては、主食用米の過剰作付けによる米余りと新型コロナウイルス感染症拡大による外食産業を中心とした需要の落ち込みによる民間在庫の拡大に

より、概算金で 600 円程度の下落となりました。今後も、米の需要につきましては、厳しい状況が予想されるところであります。

農業所得安定対策につきましては、農地の集約化が進む中で、国による生産数量目標配分が廃止され、「需要に応じた米生産」による、米価の安定の取り組みが 3 年目を迎えました。

本町においては、当初の生産数量の目安 2,105 ヘクタールに対して、2,176 ヘクタールに主食用米が作付けされ、加工用米が 15 ヘクタール、新規需要米の取り組みが昨年度と同等の 44 ヘクタール、備蓄米は昨年より 64 ヘクタール多い 393 ヘクタールで、政府備蓄米の生産が増えている傾向にあります。

なお、令和 3 年産米につきましては、12 月 1 日に今年度の水稻作付面積 2,176 ヘクタールを基準として、176 ヘクタール減の目安 2,000 ヘクタールが、県より配分されたところであります。

米の全袋検査につきましては、昨年度も放射性物質が検出されなかったことから、今年度より旧市町村ごとに 3 点を抽出したモニタリング検査に移行となりました。本町では 9 月 30 日で検査が終了し、全ての検体から基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、農産物等の需要が減退するなか、今後も農業経営の維持継承に意欲的に取り組む農業者を支援するために行っております、地域農業経営持続化支援交付金事業の実施状況ですが、基本分としまして経営水田面積 30 アール以上の農業者につき、890 名へ 1,780 万円を交付いたしました。また、経営品目加算分としましては、畜産、養鶏、花卉、果樹その他園芸農業を営む農業者や認定農業者、雇用受入農業者に対し現在も申請を受け付けているところあります。

7 月 28 日から 29 日に発生した大雨による被害について申し上げます。

農地の被害は、水田等法面の崩落が 1 ヲ所、農業用施設の被害は、排水路への土砂流入 2 ヲ所、農道への土砂流入 1 ヲ所、林道の路肩亀裂 1 ヲ所の被害がありましたが、現在、農地及び農業用施設の災害復旧について、来期の作付けに支障がでないよう取り組みを進めております。また、本災害として船窪地区において白子沢ため池の法面崩落の災害があり、11 月 11 日に災害査定を受けたところ、ほぼ申請通りとなりました。今後、工事発注に向けて進めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による町独自支援策のうち、実質無利子型となる「会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助」及び「空気清浄機設置補助」については、7 月より受付及び給付を行い、11 月 25 日時点で、「会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助」が 7 件 162 万 7,748 円、「空気清浄機設置補助」が 8 件 19 万 6,900 円となっております。

学生生活支援事業の第 2 弾につきましては、親元を離れ生活している学生を対象を県外から町外に枠を広げ、9 月下旬より受付を開始したところ、11 月 25 日時点で、前回の 177 名を上回る 208 名の学生より申込みをいただきました。10 月には町民の健康と福

祉向上のために、「糸桜里の湯ばんげ」の入湯利用券 2,000 円分を全世帯へ配布し、多くの町民の方に「糸桜里の湯ばんげ」を利用いただいております。

企業誘致につきましては、福島県東京事務所からの紹介で首都圏の企業が来町され、当町の空き工場 2 ヶ所及び第 2 坂本工業団地の現地案内を行ったところであります。

会津みしらず柿の海外輸出の取組みにつきましては、タイ及びマレーシアの 2 ヶ国に、今年からシンガポールが加わり計 3 ヶ国に輸出を行うこととなりました。今年の実績数量については昨年の輸送実績を踏まえ、試験輸送を含め約 6 トンを予定しているところであります。今年度も、県の補助事業である「園芸王国ふくしまグローバルリンク事業」により更なる品質及び鮮度保持のため、前回タイでの実施を踏まえ、今回はマレーシアへの試験輸送を行うこととしました。内容については、箱の大きさ、鮮度保持材箱の利用、固形脱渋剤の本数等のパターン調査や到着までの温度管理などを行っております。この試験輸送の結果をもとに来年度以後も輸出における品質の安定と輸出数量の増を図ってまいります。

四大まつり等につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新そばまつり」は中止といたしました。新しい形態として、そば料理を提供できる飲食店や、お土産そばを購入できる店舗において、1,000 円で 1,300 円分が利用できる「そばプレミアムチケット」の販売や生そばを送料無料で配送する「会津坂下町そばの陣」を実施いたしました。また、「坂下初市」については、大俵引き等を中止し、市や神事のみで開催と決定しております。

物産等販売促進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏でのイベント開催を見合わせておりますが、姉妹都市である埼玉県北本市の観光協会に委託販売をお願いし、グリコ北本工場や北本市農産物直売所「桜国屋」で物産等の販促活動を実施しております。また、埼玉県富士見工業団地内で実施していた販促活動については、注文販売に切り替え、地元新聞への記事掲載と併せ、隣接する坂戸市及び鶴ヶ島市等へチラシを配布するなど、毎年楽しみにいただいている方々へ本町の秋の味覚を提供させていただきました。今後も、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、新たな販売方法により、町の特産品を販売及び PR していきたいと考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

GIGA スクール構想に基づく、教育 ICT 環境の整備につきましては、年度内の完了を目指し事業を進めております。当初より、全国的な事業促進のなかで、機材や資材等の確保が心配されるところでありましたが、児童生徒向けの 1 人 1 台端末や、学校内のネットワーク工事等に関しては、契約発注や工事施工について順調に進んでおり、今後、工事等の進捗に合わせて、機器の設定やセキュリティ対策のための事業を効率よく行ってまいります。

埋蔵文化財発掘調査につきましては、それぞれ遺物整理、報告書作成を進めております。特に、高寺山遺跡については、現在、埋蔵文化財センターにおいて、成果についての展示を行っており、多くの皆様にご覧いただいております。

次に、子育て支援について申し上げます。

次年度の保育施設への入所申込みが済み、現在は幼稚園への入園申込みの受付を今週末まで行っております。

これからは、インフルエンザの流行する時期でもあることから、新型コロナウイルス感染拡大防止と併せ、感染症対策に引き続き細心の注意を払いながら、よりよい教育・保育環境を提供できるよう努めてまいります。

次に補正予算について申し上げます。

特に、令和2年度一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,587万2千円を追加し、94億4,935万1千円とするものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する「会津坂下町生活支援事業」など、各事業の執行状況による増減が主なものです。

まず、歳入の主なものは、地方特例交付金の増額、障がい者福祉サービスの利用拡大に伴う国・県補助金の増額、マイナンバーカードの利用拡大に伴う交付窓口の設置に関する補助金の追加、農業施設整備等補助金の追加、7月末の豪雨による災害復旧の補助金の増額、ふるさと納税寄附金の増額などを計上しました。また、町債につきましては、事業内容の精査による増減を実施し総額で3億9,707万8千円といたしました。

次に、歳出の主なものは、歳入に対応した自立支援給付費等事業費の増額、マイナンバーカード交付臨時窓口の設置経費の追加、農業施設整備等補助金の追加、災害復旧費の増額などに加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施している「会津坂下町生活支援事業」の事業進捗による各種事業内容の精査による増減などを計上しました。

今後も、新型コロナウイルス感染症への対応など、町民生活に密着した予算は、必要に応じ迅速に編成・執行してまいります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第98号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

議案第98号「特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例」から 議案第107号「令和2年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第3号）」までの10件を、一括議題といたします。

一括議題とした、議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第98号 特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 99 号 会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第 100 号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 101 号 会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 102 号 令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 103 号 令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 104 号 令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 105 号 令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 106 号 令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 107 号 令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 98 号及び議案第 99 号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

それでは私のほうから、議案第 98 号「特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は国におきまして、新型コロナウイルス感染症により、生じた業務に対応するため、防疫等作業手当が、設けられたことを踏まえまして、職員の特殊勤務手当についても、国の取り扱いに準じ、町条例を改正したい、というものであります。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に伴う緊急措置に係る作業に従事した場合には、日額 3,000 円の「防疫作業手当」を、また、新型コロナウイルス感染症の感染者、若しくは、濃厚接触者の身体に接触、又は、この方々と長時間にわたり、接して作業を行った場合には、日額 4,000 円の「防疫作業手当」を支給する内容であります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。と存じます。

右の「旧」が、改正前、左の「新」が、改正後であり、下線部分が、改正箇所であります。

この改正は、附則での改正でありまして、現行の附則を、附則・第 1 項として、同項に「(施行期日)」を付し、第 2 項に、「防疫作業に従事した職員の、特殊勤務手当の特例」として、「職員が、新型コロナウイルス感染症、かつこ書き等行っておりますが、記載の部分読み上げますが、(新型コロナウイルス感染症を、指定感染症として定めるなどの、政令、第 1 条に規定する、新型コロナウイルス感染症をいう。) から、町民等

の生命及び、健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が必要と認めるものに従事したときは「防疫作業手当」を支給する。この場合において、第 2 条の規定は適用しない。」を加え、第 3 項として、「手当の額」として、「前項に規定する、手当の額は、1 日につき 3,000 円、かつ書きの部分読み上げますが、(新型コロナウイルス感染症に、感染している者、若しくは、その疑いのある者の、身体に接触して、又は、これらの者に、長時間にわたり接して、行う作業、その他これらに、準ずるものとして、町長が認める作業に、従事した場合にあつては、4,000 円) とする。」を加えるものであります。

次に、議案に戻っていただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

説明は、以上であります。

続きまして、議案第 99 号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」は、会津坂下町税特別措置条例で、引用されております、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部改正に伴いまして、関係条文を、改めるものであります。

この、改正点といたしましては、会津坂下町税特別措置条例第 5 条の 2 で引用されている「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」及び、「地域経済牽引事業促進による 地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第 25 条の地方公共団体を定める省令」が、法改正により「条ずれ」をしたことに伴う、改正であります。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと存じます。

右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が、改正箇所であります。

第 5 条の 2 及び、第 6 条の改正で、第 5 条の 2 の条文の改正は、引用上位法の「条ずれ」により、下線部分の「第 24 条を、第 25 条」に改め、次の行からの下線部分の、「第 25 条を、第 26 条」、に改めるものであります。第 6 条の改正は、文言等を、改めるもので「前条」と表記をするものであります。

次に、本文にもどっていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行したいとするものであります。

説明は、以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 100 号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、議案 100 号「延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年度税制改正大綱に基づき、国税における利子税等の割合の見直し、併せて、地方税法等の改正に伴い、延滞金等の割合の見直し等が行われたことから、関連する 4 条例について改正を行うものであります。具体的には、「特例基準割合の引き下げ」及び「特例基準割合」の用語自体の見直し及び附則の追加が主なものでございます。なお、令和 3 年 1 月 1 日から施行したいとするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

まず、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。税関連法において、国内銀行の貸出約定平均金利について「平均貸付割合」と用語を整理したことから、附則第 3 項中の「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合）」に改正し、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という）」を削除し、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改正し、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するものでございます。

次に、会津坂下町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明申し上げます。参考資料の新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

附則第 3 条中の「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合）」に改正し、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という）」を削除し、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改正し、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するものでございます。

次に、会津坂下町道路占用料徴収条例の一部改正について説明申し上げます。この改正は「延滞金の割合を道路法に規定する割合に改める」ものでございます。参考資料の新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

第 6 条に「この場合において、同条例第 4 条第 1 項及び附則第 3 項中「14.6%」とあるのは「14.5%」と、「7.3%」とあるのは「7.25%」に読み替えるものとする」を追加し、附則に第 1 項を追加し、第 2 項に「当分の間、第 6 条に規定する延滞金の年 14.5% の割合及び年 7.25% の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1% の割合を加算した割合をいう。）が年 7.25% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5 の割合にはってはその年における延滞金特

例基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合とし、年 7.25%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25%の割合を超える場合については、年 7.25%の割合）とする」を追加するものでございます。

次に、会津坂下町下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表の 4 ページをご覧ください。

附則に第 1 項を項だてし、第 2 項に「当分の間、第 6 条に規定する延滞金の年 14.5%の割合及び年 7.25%の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1%の割合を加算した割合をいう。）が年 7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.5%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.25%の割合を加算した割合とし、年 7.25%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25%の割合を超える場合には、年 7.25%の割合）とする」を追加するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 101 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 101 号「会津坂下町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申しあげます。

この改正は、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得税の見直しにより、給与及び公的年金に係る所得税控除の引き下げが実施されることに伴い、国民健康保険税においても関連法令と同様の措置を講ずるものであります。

改正の内容としましては、軽減判定所得の算定での基礎控除額相当分の基準額を 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、世帯内の給与所得者の数に応じた金額を基礎控除額に加算するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、条例参考資料新旧対照表をご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線部が改正箇所であります。

第 23 条第 1 項第 1 号は、現行の 33 万円の基礎控除額であったものを、基礎控除額 43 万円にしたうえで、10 万円に給与所得者の数-1 を掛けたものを加えるという内容に改正します。

第 2 号では、現行の 33 万円の基礎控除額に、28 万 5 千円×被保険者数を加える算式であったものを、基礎控除額 43 万円にしたうえで、10 万円に給与所得者の数-1 を掛け

たものを加え、28万5千円×被保険者数を加える算式に変更します。

次に2ページの第3号では、現行の33万円の基礎控除額に、52万円×被保険者数を加える算式であったものを、基礎控除額43万円にしたうえで、10万円に給与所得者の数-1を掛けたものを加え、52万円×被保険者数を加える算式に変更します。

次に、附則、公的年金等に係る所得にかかる国民健康保険の課税の特例、ですが、「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、を、「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、に改め、最後の部分に、及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」、の文言を追加します。

議案にお戻りください。

附則の第1項は施行期日であり、この条例は、令和3年1月1日から施行したいとするものであります。

第2項は経過措置であり、改正後の会津坂下町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税について適用し、令和2年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第102号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、議案102号「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,587万2千円を追加し、94億4,935万1千円とするものであります。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるものであります。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正についてご説明申し上げます。今回の補正では追加が4件、変更が7件であります。

追加ですが、河川改修整備事業は、7月末の豪雨により被災した船杉地内の境ノ沢の上流となる水路において、今後の災害発生防止のための工事に充当する390万円を追加したものです。

公民館運営事業は第6号補正に計上しました中央公民館のエレベータ改修工事費に充当する470万円を追加するものであります。

農地農業施設災害復旧事業は、7 月末の豪雨により被災した船窪区の白子沢ため池の災害復旧事業に充当する 390 万円を追加するものであります。

公共土木施設災害復旧事業は、第 5 号専決予算で計上しました、7 月末の豪雨により被災した天屋地内の町道法面崩壊ほか 6 ヲ所の復旧工事費に対する 530 万円を追加するものでございます。

次に変更ですが、除雪機械整備事業は、更新する除雪ドーザー 1 台の購入額の決定によるもので 1,000 万円を減額するものであります。

会津西部斎苑整備事業は、火葬炉の改修工事費の確定に伴い 310 万円を減額するものです。

6 ページをご覧ください。

町道改良整備事業は、第 6 号補正予算に計上した坂下南幹線の追加整備に対するもので 130 万円を増額するものです。

河川維持管理業務は、当初予算に計上した高橋川の堆積土砂撤去及び、第 5 号補正予算に計上した滝の川の堆積土砂撤去に充当するもので、180 万円を増額するものです。

地域づくり推進事業、通学通園安全対策事業及び学校給食センター運営事業は、関連がございますので合わせて説明いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から、地域づくり推進事業及び通園通学安全対策事業の事業費が減少することが見込まれ、有利な起債である過疎対策事業債ソフト分を有効に活用するため、減額となる地域づくり推進事業 380 万円と通学通園安全対策事業 990 万円の合計 1,370 万円分を学校給食センター運営事業へ増額するものでございます。

なお、起債の変更における起債の方法及び利率、償還の方法に変更はございません。

次ページをご覧ください。事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ、総括。歳入につきましては、8 款地方特例交付金から 20 款町債まで、補正前の額 93 億 9,347 万 9 千円、補正額 5,587 万 2 千円の増、補正後の額 94 億 4,935 万 1 千円となります。

次に 2 ページの歳出につきましては、2 款総務費から 13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金 3,059 万 8 千円の増、地方債 690 万円の増、その他特定財源 261 万 1 千円の増、一般財源 1,576 万 3 千円の増となります。

3 ページをご覧ください。2、歳入についてご説明申し上げます。

はじめに 8 款 1 項 1 目地方特例交付金、補正額 936 万 3 千円の増は、個人住民税における住宅借入金等特別税控除及び、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時軽減による減収分を補てんするための、減収補てん特例交付金の交付金額の決定によるものでございます。

次に、11 款 1 項 3 目災害復旧費分担金、補正額 15 万円の増は、7 月末の豪雨により被災した白子沢ため池の災害復旧工事にかかる、船窪区からの受益者分担金を計上したものでございます。

次に 11 款 2 項 2 目民生費負担金、補正額 137 万 4 千円の増は、広域保育料は町外から

の入所者 1 名分の増、一時利用延長保育料は利用実績による増、施設型給付負担金は会津若松市からの入所者 1 名分の負担金を計上するものでございます。

4 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 1,016 万 2 千円の増は、1 節障がい者福祉費負担金は、居宅介護サービスや就労継続支援サービスの利用増に伴う自立支援給付費の増分の国庫負担分を計上したものであります。5 節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険における令和元年度分の低所得者保険料軽減負担金の確定による国庫負担分を計上したものでございます。

次に 13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 148 万 2 千円の増は、マイナンバーカードの交付拡大に伴う、臨時交付窓口の設置・運営経費の補助金を計上したものでございます。次に 2 目民生費国庫補助金、補正額 212 万円の増は、1 節障がい者福祉費補助金は、障がい者自立支援報酬の改定に伴う、システム改修補助金を計上したものであります。2 節児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための補助金で、保育所での一時延長保育事業、幼稚園 2 園での一時預かり保育事業の計 3 事業に対し、50 万円ずつ交付されるものであります。7 節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、地方税法の改正に伴う、後期高齢者医療保険システムの改修補助金を計上するものでございます。次に 4 目土木費国庫補助金、補正額 105 万 3 千円の減は、除雪ドーザー 1 台の購入額が、当初予定より安価となったため、社会資本整備総合交付金の減額分を計上したものでございます。

5 ページをご覧ください。

13 款 3 項 2 目民生費国庫委託金、補正額 18 万 2 千円の増は、地方税法の改正に伴う国民年金システムの改修の追加交付分を計上したものでございます。

次に、14 款 1 項 2 目民生費県負担金、補正額 508 万 1 千円の増ですが、1 節社会福祉費負担金は、介護保険における令和元年度分の低所得者保険料軽減負担金の確定による県負担分を計上したものでございます。2 節障がい者福祉費負担金は、介護サービスの利用増に伴う自立支援給付費の増額に対する県負担分を計上したものでございます。

6 ページをご覧ください。

14 款 2 項 3 目衛生費県補助金、補正額 91 万 2 千円の増は、自家消費野菜等放射能検査維持管理経費補助金は非破壊式放射能測定器のデータ処理装置の更新に伴います追加交付分を計上したものでございます。また、福島県教育支援体制整備事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として幼稚園 2 園での消耗品等の購入にあてる追加補助分を計上したものでございます。次に 4 目農林水産業費県補助金、補正額 550 万 8 千円の増は、ふくしまプライド日本酒の里確立事業補助金は、町内の酒造業者が実施します販売促進事業への補助金を計上したものでございます。また、実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金は、アスパラ、キュウリの園芸用パイプハウス整備に対する補助金を計上したものでございます。次に 8 目災害復旧費県補助金、補正額 650 万円の増は、7 月末の豪雨により被災しました白子沢ため池の災害復旧工事にかかる補助金を計上したものでございます。

次に、14 款 3 項 4 目土木費県委託金、補正額 29 万 6 千円の減は、県道の除草委託金及び旧宮川河川浄化事業委託金の確定によるものでございます。

次に 7 ページをご覧ください。

15 款 2 項 1 目不動産売払収入、補正額 46 万 1 千円の増は、大字東原地内の法定外公共物 1 筆 100 m²の売り払いによるものでございます。

次に 16 款 1 項 3 目ふるさと納税寄附金、補正額 550 万円の増は、現在までのふるさと納税寄附実績が、当初予定していました額を上回っていることから、増額見込み分を計上したものでございます。

次に 19 款 4 項 5 目雑入、補正額 62 万 6 千円の増は、印刷代等は経営所得安定対策事業の実施に伴います印刷枚数の増加によりまして、地域農業再生協議会からの印刷経費分を収入するものでございます。また、後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金は、高齢者の健康事業と介護保険の一体的実施による介護予防事業などの取り組みが認められ、増額分を交付受けるものでございます。

8 ページをご覧ください。

最後に、20 款町債につきましては、第 2 表の地方債の補正によりご説明したとおり、追加が 4 件、変更が 7 件であります。

なお、町債の総額は 9 ページに記載のとおり 780 万円増の 3 億 9,707 万 8 千円となります。

10 ページをご覧ください。3、歳出についてご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 555 万 5 千円の増ですが、3 節職員手当等は職員の住居変更に伴う増分を計上したものであります。7 節報償費、11 節役務費、12 節委託料、及び 13 節使用料及び賃借料は、ふるさと納税の寄附額の増加に伴います返礼品等の経費の増額分を計上したものでございます。11 節需用費は、新型コロナウイルス感染症のお知らせ等による印刷枚数の増加に伴います増額分を計上したものでございます。次に 5 目財産管理費、補正額 1,152 万 6 千円の増ですが、14 節工事請負費は、7 月末の豪雨により被災した大字塔寺地内の町有地の法面崩壊の復旧に関する工事費を計上したものでございます。

11 ページをご覧ください。

24 節積立金の財政調整基金 1,000 万円は、本補正予算の編成において一般財源の積み立てを実施するものでございます。

なお、本補正予算後の財政調整基金年度末残高は 4 億 4,705 万 4 千円となる予定でございます。

また、公共施設整備基金 73 万 6 千円は、大字東原地内の法定外公共物 1 筆の売り払いによる 46 万 1 千円及び第 6 号補正の歳入で計上しました土地開発公社会津坂下事務所の準備金 27 万 5 千円を積み立てるものでございます。次に、6 目企画費、補正額 709 万 5 千円の増は、広瀬コミュニティセンターの給水管改修の工事費分を計上したものでございます。次に 13 節の地方創生臨時対策費、補正額 24 万円の減ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する「会津坂下町生活支援事業」

の事業費の増減によるものでございます。10 節需要費は、指定避難所等感染防止対策事業の段ボールベッドの購入額の確定により 81 万円の減、マスク備蓄事業のマスク単価の低下により 900 万円の減となりました。12 節委託料は、観光施設看板等多言語化整備事業の委託料の確定により 100 万円の減、感染症対策事業の通学バス運転業務委託料の確定により 150 万円の減となりました。14 節工事請負費は、コミュニティセンター感染防止対策事業の網戸設置工事費の確定により 133 万 8 千円の減及び、若宮コミセン兼テレワークセンター整備事業の設計額の確定により 4,000 万円の増で差し引き 3,866 万 2 千円の増となりました。17 節備品購入費は、幼稚園感染防止対策事業の机購入の確定により 62 万円の減となりました。18 節負担金補助及び交付金の補助金は、新規事業となるサーモグラフィによる体温測定機器を整備した事業者へ補助金を交付するサーモグラフィ導入補助金交付事業で 150 万円が増となりました。

12 ページをご覧ください。

交付金の特定定額給付金は、未申請者支給事業のうち、死亡による申請困難者数の確定により 70 万円の減となりました。

地域農業経営持続化支援交付金事業は、農業者支援事業の完了により 210 万円の減及び園芸作物農家への加算項目の追加により 530 万の増で、差し引き 320 万円の増、営業自粛協力事業者応援事業は事業完了により 725 万円の減、感染防止対策事業者応援事業は事業完了により 1,968 万円の減、テイクアウト参入促進飲食店支援金事業は事業完了により 83 万 4 千円の減、学生就学継続給付金は事業完了により 220 万円の減となりました。

次に 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 148 万 7 千円の増は、マイナンバーカードの利用拡大に伴うマイナンバーカード交付事務の増大のため、町金庫向かい側に臨時交付窓口を設置・運営するための経費として、会計年度任用職員の人件費及びカード発行に必要な機器の賃借料等を計上したものでございます。

13 ページをご覧ください。

2 款 5 項 6 目国勢調査費は、補正額はございませんが、本年度実施している令和 2 年国勢調査の実施に伴います調査経費の各科目の補正による増減を計上したものでございます。

14 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 344 万 5 千円の増ですが、12 節委託料は地方税法の改正に伴う後期高齢者医療システムの改修委託料を計上したものです。27 節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金で、職員給与費等は職員の住居変更に伴う手当で 6 万 4 千円の減及び、介護保険システム改修委託料で 170 万円の増で差し引き 163 万 6 千円の増、また、令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う 32 万 5 千円の増を計上したものでございます。次に 2 目障がい者福祉費、補正額 2,101 万 5 千円の増ですが、12 節委託料は障がい者自立支援報酬改定に伴いますシステム改修委託料を計上したものです。19 節扶助費は、居宅介護サービスや就労継続支援サービスの利用増に伴います自立支援給付費の増分を計上したものでございます。

15 ページをご覧ください。

22 節償還金利子及び割引料は、高額介護合算療養費及び重度心身障害者医療費補助金の過年度分清算金返還分を計上したものでございます。次に 4 目国民年金費、補正額 18 万 3 千円の増は地方税法の改正に伴う国民年金システム改修料を計上したものでございます。

次に 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 4 千円の増は、令和元年度の特別児童手当事務取扱交付金の確定に伴う返還金を計上したものでございます。次に 4 目児童福祉施設費 補正額 49 万 1 千円の減ですが、3 節職員手当等は職員の住居変更に伴う通勤手当の増分を計上したものであります。10 節需用費の消耗品は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な消毒液等の購入費、修繕料は電話機 2 台及び保育室クローゼット等の修繕料を計上したものでございます。12 節委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響による通所の自粛や入所者数の減などによる給食提供数の減少に伴う給食業務委託料の減額分を計上したものでございます。

16 ページをご覧ください。

17 節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な備品の購入費を計上したものでございます。22 節償還金利子及び割引料は令和元年度子どものための教育・保育給付事業の確定に伴う返還金を計上したものでございます。

次に 4 款 1 項 2 目予防費、補正額 44 万円の増は定期接種が開始されたロタウイルス感染症予防接種の情報をマイナンバーと連携するためのシステム改修費を計上したものであります。次に 3 目環境衛生費、補正額 30 万 8 千円の増は、自家消費野菜等の放射性物質検査をしている非破壊式放射能測定器のデータ処理装置の更新に伴う委託料を計上したものです。次に 4 目斎苑管理運営費、補正額 308 万 2 千円の減は、会津西部斎苑での火葬炉改修工事費の確定に伴う減額分を計上したものでございます。次に 5 目新型コロナウイルス対策費、補正額 60 万 4 千円の増は、幼稚園 2 園での新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒液等消耗品の購入費を計上したものでございます。

17 ページをご覧ください。

6 款 1 項 2 目農業総務費、補正額 2 万 5 千円の増は、職員の扶養状況の変更に伴う手当の増額分を計上したものでございます。次に 3 目農業振興費、補正額 632 万 9 千円の増ですが、1 節報酬、10 節需用費及び 13 節使用料は、クマ・イノシシ等の出没回数が激増していることから、鳥獣被害対策実施隊の出動回数の増加に伴います報酬、追い払い用花火の購入、捕獲した有害鳥獣の埋設のための重機借り上げ料を追加で計上したものでございます。18 節負担金補助及び交付金ですが、猟銃取得費等補助金は新規取得者 1 名分の追加、ふくしまプライド日本酒の里確立事業は、酒造業者が実施する県産日本酒の販売促進活動への補助金を計上したものでございます。なお、豊國酒造でござい

18 ページをご覧ください。

実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金は、坂下野菜組合 3 名に対するアスパラ、キュウリの園芸用パイプハウス 12 棟の整備に対する補助金を計上したものでござい

す。次に 5 目農地費、補正額 269 万 7 千の増ですが、10 節需用費、12 節委託料及び 17 節備品購入費は、富川頭首工の維持管理に必要な経費の増減分を計上したものでございます。18 節負担金補助及び交付金は、鶴沼防災ダムの工事費及び管理費の確定に伴う負担金の増分を計上したものであります。27 節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、真木・津尻農業集落排水処理施設の機械設備修繕に伴う負担金の増を計上したものでござす。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、休憩のため休議いたします。（午前 11 時 10 分）

再開を 11 時 20 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。（午前 11 時 20 分）

説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

続きまして、18 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目商工業振興費、補正額 1 万 5 千円の増は、会津美里町に設置している両沼地域消費生活相談室への負担金の確定による増分を計上したものでございます。

19 ページをご覧ください。

8 款 2 項 2 目道路維持費、補正額 1,097 万 5 千円の減ですが、12 節委託料は県道の除草維持管理費の確定による減分を計上したもので、17 節備品購入費は、除雪ドーザー 1 台の購入費の確定による減額を計上したものでございます。次に 3 目道路新設改良費は、補正額はございませんが、第 6 号補正で計上しました坂下南幹線の追加整備へ起債を充当する財源内訳の補正でございます。次に 6 目橋りょう新設改良費は、補正額はございませんが、長井橋の橋りょう改修工事費の確定に伴う減額分を、次年度予定している橋りょう点検業務を一部前倒しし実施するため、委託料へ振り替えるためのものでございます。

20 ページをご覧ください。

8 款 3 項 1 目河川総務費、補正額 27 万 3 千円の減は、旧宮川河川浄化事業の確定による減額を計上したものでございます。次に 2 目河川維持費、補正額 440 万円の増は、7 月末の豪雨によります災害発生箇所の上流にあたります杉地内の水路について、今後の災害予防のための整備工事費 390 万円の追加、及び滝沢川の赤城新田付近の護岸崩壊に

よります維持修繕工事費 50 万円を計上したものでございます。

次に 8 款 4 項 4 目下水道費、補正額 879 万 7 千円の減は、下水道会計特別会計への繰出金で、柳田地区開発に伴う厚生病院からの地域外受益者分担金収入の増によります繰出金 921 万 5 千円の減及び坂下西浄化センター汚泥処理費用 41 万 8 千円の増で差し引き 879 万 7 千円の減額を計上したものでございます。次に 5 目都市下水路費、補正額 110 万 3 千円の増は、3 号都市下水路及び 4 号都市下水路のゲート修繕料を計上したものでございます。

次に 10 款 2 項 2 目教育振興費、補正額 43 万 3 千円の増は、準要保護世帯の増加による就学援助費の増額分を計上したものでございます。

21 ページをご覧ください。

10 款 3 項 2 目教育振興費、補正額 11 万 4 千円の増は、中学校の電算機器の無停電電源装置のバッテリー修繕、小・中学校で使用しているファイルサーバのハードディスク修繕及び公務支援サーバの機能強化のためのメモリ増設による修繕料を計上したものでございます。次に 10 款 4 項 1 目幼稚園費、補正額 145 万円の増ですが、1 節報酬及び 3 節職員手当等は、一時預かり保育の利用者増に伴います会計年度任用職員の人件費を計上したものであります。10 節需用費の消耗品及び 17 節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として幼稚園 2 園の消耗品・備品の購入費を計上したものであります。また、10 節需用費のうち、光熱水費は、新型コロナウイルス感染症対策としてエアコン、空気清浄器、暖房機器等の稼働時間の増加によります電気料の増額分を計上したものでございます。

22 ページをご覧ください。

10 款 5 項 2 目公民館費、補正額 27 万円の増は、中央公民館の屋上及び窓枠の漏水修繕料を計上したものでございます。次に 5 目指定文化財管理費、補正額 6 万 9 千円の増は、上宇内薬師の県指定重要文化財 木造聖観音菩薩立像の腐食が進み、早急に修繕が必要となったことから修繕料を計上したものでございます。次に 10 款 6 項 2 目学校給食費は、補正額はございませんが、過疎対策事業債ソフト分を有効に活用するために起債を充当する財源内訳の補正となります。

23 ページをご覧ください。

11 款 1 項 1 目農業施設災害復旧費、補正額 1,000 万円の増は、7 月末の豪雨により発生した船窪区の白子沢ため池の災害復旧工事費を計上したものでございます。次に 11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は、補正額はございませんが、第 5 号補正予算で計上した 7 月末の豪雨により被災した天屋地内の町道法面崩壊ほか 6 ヲ所の復旧工事費に対し起債を充当する財源内訳の補正となります。

最後に 13 款 1 項 1 目予備費、補正額 116 万 3 千円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、予備費の予算総額は 7,694 万 6 千円となります。

なお、執行済み額は 536 万 5 千円であり、実質残額は 7,158 万 1 千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 103 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 103 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 763 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 2,456 万 8 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修による補正、国庫補助金の確定による補正等を計上したものであります。

詳細を事項別明細書により、ご説明申しあげます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。1 の総括、歳入です。

3 款国庫支出金と 7 款繰入金、合わせて 763 万 5 千円を追加し、歳入合計を 23 億 2,456 万 8 千円にするというものです。

2 ページは歳出です。1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の 23 億 2,456 万 8 千円にするというものです。財源内訳は、国庫支出金 567 万 4 千円の増、一般財源 196 万 1 千円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。 2 の歳入であります。

3 款 2 項 3 目事務費補助金、システム改修経費補助金 170 万円の増は、歳出におけるシステム改修業務委託料 340 万円の国補助分 2 分の 1 です。同じく 4 目保険者機能強化推進交付金 154 万円の増は、額の確定によるものであり、自立支援・重度化防止に対して介護予防や日常生活支援の実施状況等が算定されるものです。同じく 5 目介護保険保険者努力支援交付金 243 万 4 千円は、今年度新規となるインセンティブ交付金であり、地域包括支援センターや地域ケア会議での取り組み等が評価されたものです。

7 款 1 項 3 目低所得者保険料軽減繰入金 32 万 5 千円の増は、低所得者に対する保険料の軽減分であり、前年度の額の確定によるものです。同じく 4 目その他一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金 163 万 6 千円の増は、歳出、一般管理費に対する町負担分であります。

4 ページをお開きください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 6 万 4 千円の減は、職員の住所変更によるも

のです。同じく 12 節委託料 340 万円の増は、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修です。

3 款 2 項 1 目一般介護予防事業費から 3 款 3 項 8 目地域ケア会議推進事業までは、歳入の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金が確定したことによる財源内訳の補正となります。

6 款 1 項 1 目予備費は、429 万 9 千円の増で 1 億 2,782 万 1 千円となります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 104 号から、議案第 107 号について説明願います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 104 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,702 万 8 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、歳入におきましては、公共下水道受益者負担金の収入増、歳出においては、処理場維持管理費の増額分を計上したものであります。

1 ページをお開き願いたいと思います。第 1 表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 5 款繰入金まで、補正額 41 万 8 千円の増額補正であり、補正後の歳入合計は、5 億 7,702 万 8 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款下水道事業費から 2 款公債費まで、補正額が 41 万 8 千円の増額補正であり、補正後の歳出合計は、5 億 7,702 万 8 千円となります。

財源につきましては、特定財源、その他を 921 万 5 千円増額し、一般財源を 879 万 7 千円減額するものであります。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目分担金及び負担金 921 万 5 千円の増は、公共下水道受益者負担金でありまして、現在建設中であります坂下厚生総合病院・介護老人保健施設なごみの下水道接続によるものであります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 879 万 7 千円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、41 万 8 千円の増であります。12 節委託料 41 万 8 千円の増につきましては、汚泥処理に係る運搬・処分量の増加分を増額するものであります。

1 款 3 項 1 目建設費及び 2 款 1 項 1 目元金につきましては、増減はございませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正につきましては、事業費の精査による節間の流用が主なものであります。

1 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳出であります。

1 款繰入金であります。補正額はありません。

2 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目 14 節の工事請負費を 200 万円減額し、並びに 21 節補償補填及び賠償金も 496 万 7 千円減額し、双方の減額分、合計 696 万 7 千円を 12 節委託に振替したいというものであります。これは、工事請負費においては、支障となる物件の移転が、当初の想定より時間を要したことに伴い、区画道路の築造工事を次年度以降に繰延するものであり、補償費においては、建物等の移転補償額の確定に伴い減額したいというものであります。委託料につきましては、次年度の補償予定物件について、早期に補償交渉に着手するため、本年度中に移転補償額を確定できるよう調査算定費を増額するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議案第 106 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ 55 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,214 万 6 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によりたいというものであります。

今回の補正は、歳出においては、真木・津尻維持管理負担金の増額分を計上したものでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。第 1 表歳入歳出予算補正であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。1 総括、歳入であります。

3 款繰入金であります。補正額 55 万 6 千円の増となり、補正後の歳入合計は、7,214 万 6 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費でありまして、補正額が 55 万 6 千円の増となり、補正後の歳出合計は、7,214 万 6 千円であります。財源内訳につきましては、一般財源が 55 万 6 千円の増となります。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 55 万 6 千円の増につきましては、歳入歳出における事業費の確定によるものでございます。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費を 55 万 6 千円増額したいというものであります。この内訳としまして、18 節負担金補助及び交付金の真木・津尻維持管理負担金において、処理施設のマンホールポンプ場水位計修繕による事務委託費の増額分を計上したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 107 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条としまして、令和 2 年度会津坂下町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第 1 款水道事業収益を、既決予定額 5 億 3,410 万 5 千円に 339 万 7 千円を増額し、予定額を 5 億 3,750 万 2 千円に改めたいというものであります。

第 1 款水道事業費用を、既決予定額 4 億 6,885 万 8 千円に 16 万 5 千円を増額し、予定額を 4 億 6,902 万 3 千円に改めたいというものであります。

今回の補正につきましては、柳田地内において建設中であります坂下厚生総合病院からの水道加入金の計上、コロナ禍における各種研修会の中止に伴う関係費用の減、公営企業会計システム賃借料の増額分を計上したものでございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

実施計画であります。詳細につきましては、4 ページからの予算明細書にてご説明申し上げます。

2 ページをお開き願いたいと思います。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の 61 万 8,070 円に 356 万 4 千円を増額し、418 万 2,070 円となり、資金期末残高は 7 億 1,511 万 2,476 円となります。

次に 3 ページをお開き願いたいと思います。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。予算明細書であります。

収益的収入 1 款 1 項 3 目その他の営業収益 339 万 7 千円の増であります。内訳としましては、2 節手数料 9 万円の減は、指定給水装置工事事業者の更新手続が完了した事業者数の確定によるものであります。3 節加入金 348 万 7 千円の増は、柳田地内において建設中であります坂下厚生総合病院からの水道加入金を計上したものでございます。

5 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 4 目総係費 16 万 7 千を減額するものであります。内訳としましては、7 節旅費及び 26 節研修費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、参加予定しておりました各種研修会が延期、中止になったことにより、全額を減額するものであります。また、19 節賃借料 13 万 7 千円の増につきましては、公営企業会計システム賃借料の確定によるものであります。1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税 33 万 2 千円の増は、今回の補正額を基に再計算した結果、課税売り上げ増による納付額を増額計上したものであります。

6 ページをお開き願いたいと思います。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 3,750 万 2 千円、収益的支出 4 億 6,902 万 3 千円、税込当期純利益 6,847 万 9 千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 932 万 2 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 1 万 4 千円を差し引き、税抜当期純利益は、5,914 万 3 千円となるところであります。

(2) につきましては資本的収支（資本勘定）の不足額の補てん財源につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（水野孝一君）

日程第 5、「請願」の各常任委員会付託を議題といたします。

本定例会において、去る 11 月 26 日、正午までに受理した「請願」は、お手元にその写しを配布しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

請願番号第7号、受理年月日、令和2年11月24日、件名、「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書」、請願者住所氏名、河沼郡会津坂下町惣六 2-4、福島県教職員組合両沼支部、支部長、横田恵一、紹介議員、横山智代、渡部正司。

◎議長（水野孝一君）

請願第7号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

5番、横山智代でございます。「国の制度として『20人程度学級』を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書」について、請願の趣旨を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校中や学校再開への移行段階で、いわゆる「3密」を避けるため、学級人数を2分の1程度で授業を実施する分散登校や時差登校措置が、県内外で行われました。およそ20人以下で授業を受けた子どもたちからは「いつもより勉強がわかった」「授業中、手をあげやすかった」などの声が聞かれ、教職員からは「ゆとりをもって子どもたち一人ひとりと丁寧にかかわることができた」、また、保護者からは感染から子どもを守るためには20人くらいがよい」などの肯定的な声が多くあがりました。20人程度で授業ができるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、ゆたかな学びを実現することにつながることで実感されています。

教室において感染拡大防止対策として「密」を避けるためには、少人数学級の授業、学校規模の縮小などが必要であり、そのためには20人程度学級を展望した少人数学級への前進が求められます。

さらに、この間、全国の学校で教職員が現行40人学級編制のもとで感染防止対策を行ったり、授業時間の確保に追われたりしている状況があります。「子どもと教職員の疲労の蓄積」、「消毒作業など過重な労働」、「感染拡大を招いてはならないという精神的な負担」など悲痛な声があがっています。この間、様々な課題を抱えた子どもたちが増える中、子ども一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、福島県をはじめ全国多くの自治体独自で少人数学級の導入がされてきました。しかし、国の責任による少人数学級は小学2年生で止まったまま8年連続で見送られています。

少人数学級はそもそも、1947年に50人学級だったものが、16年後の1963年から45人学級が始まり、66年に完成され、その14年後の1980年から40人学級が始まり現在に至っています。国の制度として少人数学級への前進を求める保護者や教職員、教育関係者の願いは、コロナ禍の中でより一層大きく広がっています。

そんな中、ある母親のツイッターからは、子どもたちの学びの多様性に応えられる教

育を可能にするためには、少人数学級は重要な第一歩だと思う。それぞれの子を、子どもという魂、集合体として教育するのではなく、それぞれの成長を支える教育であってほしい。こんな言葉がツイッターとしてあげられています。

また、世界では20人から30人学級が主流となっています。少し前までは、韓国は日本以上の多人数学級でしたが、現在、少人数学級に移行しています。OECD諸国の学級編制の中の基準を見ると、日本のように人数の多い国は、加盟したばかりのチリ、このチリの45人だけになっています。加盟国ではありませんが、中国も45人学級になっています。日本はOECDの中で現在上限40人となっていますが、ワースト2位。小学校では日本は平均27人、OECDでは21人。中学校は日本の場合32人、OECDの平均は23人となっています。

国の制度として少人数学級施策とされることにより、自治体間格差がなく教育の機会均等を保障されることになります。したがって、国の責任による少人数学級とそのため教職員定数改善を行うことは、極めて重要です。

地方議会では政府に少人数学級を求める意見書を採択する動きが広がっていて、山梨県では全自治体が、この意見書をまとめております。また北海道では、道議会、それと3割の市町村で採択されています。

どうぞ、この今議会でも、以上の趣旨により、この意見書を、ぜひご審議くださり、皆さまの同意によって採択されることを願ひまして、趣旨の説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これらの請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

12月4日から6日までは休会であります。

12月7日は、本会議を開き一般質問を行います。一般質問は既に11月26日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午前11時54分）

なお、午後1時より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願ひます。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 12 月 3 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員